

高砂商工会議所事業補助金等交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、高砂商工会議所が商工業等の振興のために、その事業を推進していくに要する費用について補助を行い、もって商工業等の総合的な改善発達に寄与することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 商工業振興に関する事業
- (2) 小規模事業対策に関する指導事業
- (3) 商工業の技術、技能の普及及び検定に関する事業
- (4) 商工業の調査研究に関する事業
- (5) 商工業の情報、資料の収集及び刊行に関する事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 市長は、第1条の目的を達成しようとする高砂商工会議所に対し予算の範囲内でその費用の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の額は、高砂商工会議所事業補助金は事業に要する費用の3分の1以内、高砂中小企業相談所補助金は補助対象事業費から国及び県の補助額を差し引いた額の3分の1以内とする。

(補助金の申請等の手続)

第4条 補助金の申請等の手続については、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の定めるところによる。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。